

地縁団体の不動産登記手続きについて（概要）

自治会、町内会等町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された（以下「地縁による団体」という。）団体が該当団体の名義での不動産登記ができないことなどから財産上の種々の問題も生じているため、これらの制約を除去しうる途を開くよう法律上権利能力を付与するための所要の措置を講ずることとし、次のとおり定められた。

1 地縁による団体は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うこととされた。この場合、「権利を有し、義務を負う」とは、法律上の権利義務の主体となることを意味する。（法第260条の2第1項）

2 地縁による団体の許可は、下記（1）から（4）までのすべての要件を満たすものについて、その団体の代表者の申請に基づいて行われる。

なお、前記の許可の申請は、あくまで当該団体の自主的な判断により行なわれるものである。

（1） その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成の資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

（2） その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。即ち、当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることを要するものであること。

（3） その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

（4） 規約を定めていること。

なお、前記の規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項を記載すべきのものであること。

（法第260条の2第2項及び第3項）

3 地縁による団体の区域は、当該団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。（法第260条の2第4項）

4 許可の申請を行った地縁による団体が、法第260条の2第2項各号に掲げるすべての要件を満たす場合は、許可を行わなければならない。

（法第260条の2第5項）

5 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができることが許可の要件とされており、許可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

（法第260条の2第7項）

6 市町村長は、法260条の2第1項の認可をしたときは、総務省令の定めるところにより告示しなければならない。この告示は、法人登記に代わるものであるため、取引の安全の確保の観点から、遅滞なく行わなければならない。

(法第260条の2第10項、総務省令)

7 市町村長は、請求に応じ告示した事項に関する証明書の交付をしなければならないが、この交付事務については、法第228条の規定に基づき条例で定めるところにより手数料を徴することができる。なお、郵送により証明書の交付を請求する者は、手数料のほか郵送料を納付して、その送付を請求することができる。

(法第260条の2第12項)

8 市町村長は、許可を受けた地縁による団体（以下認可地縁団体という）が法第260条の2第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段によって許可を受けたときは、許可を取り消すことができる。(法第260条の2第14項)

9 認可地縁団体の代表者又は清算人に科される過料は、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）により裁判所が科する。

(法第260条の2第16項)

年 月 日

豊明市長 殿

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規程により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

7)

[法第260条の2第3項第5号]

「構成員の資格に関する事項」において

は、区域に住所を有する個人が全て地縁による団体の構成員となり得ること、当該地縁による団体は正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと [法第260条の2第7項] を必ず定めなければならないものである。

(行政課長通知第5の7(3))

法第260条の2第7項に規定する「正当な理由」とは、その者の加入によって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする当該地縁による団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また、同条第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当に認められる理由がある場合をいうものである。

(行政課長通知第5の9)

法第260条の2第1項の許可を受ける地縁による団体の構成員は、該当団体の区域内に住所を有する個人に限られるが、このことは、区域内に住所を有する法人、組合等の団体が特別会員等になることを妨げるものではない。

(行政課長通知第5の6)

(会費)

第6条 会員及び特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入退会費)

第7条 第5条第1項及び第2項に規定するもので、本会に入会しようとするものは、会長に文書でその旨を届出なければならない。

2 本会は、前項の規定による届出がなされたとき、正当な理由なく入会を拒んではならない。

3 会員及び特別会員が本会を退会しようとするときは、会長に文書でその旨を届出なければならない。

4 会員及び特別会員が第3条に定める区域内に住所を有しなくなったときは、本会を退会したものとする。

5 会員が死亡し、又は失踪宣告をうけたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 2人 |
| (3) 書記 | 1人 |
| (4) 会計 | 1人 |
| (5) 監事 | 2人 |

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事とその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 書記は、会務を処理する。

4 会計は、本会の会計事務を処理する。

5 監事は、次の業務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること。

[法第260条の11] (監事)

[法第260条の2第3項第6号]

[法第260条の6]
(代表者)

[法第260条の11]
(監事の職務)

- (2) その他の役員職務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又はその他の役員職務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

[法第260条の2第3項第7号]

(総会構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

[法第260条の16]
(総会権限)

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認

(総会開催)

第15条 通常総会は、毎年〇月及び〇月に開催する。

[法第260条の13]

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(通常総会。少なくとも毎年1回開かなければならない。)

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第10条第5項第4号の規定により監事から請求があったとき。

[法第260条の14]
(臨時総会)

(総会招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

[法第260条の15]
(総会招集。少なくとも5日前に通知しなければならない。)

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに

文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権)

第20条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 特別会員は、総会において、表決権を有しない。

(総会の書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

民法第65条の準用
(構成員の表決権)

2 前項の場合における第18条及び19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録等)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第24条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議する事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (役員会の招集等)

第25条 役員会は、会長が必要と認めたとき召集する。

- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

- 3 役員会を招集するときは、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第27条 役員会には、第18条から21条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 別に定める財産目録記載の資産
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

(資産処分)

第30条 本会の資産で第28条第4号に規定するものを処分及び担保に供する場合は、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

「役員のお分の1以上」の役員には監事も含まれる

[法第260条の2第3項第8号]

| | |
|---|------------------------------------|
| <p>第32条 本会事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合の同様とする。</p> | <p>「過半数」以上の議決をすべきである。</p> |
| <p>2 会長は、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、前項の規定にかかわらず、総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> | |
| <p>第33条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書及び財産目録等を作成し、監事の監査受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。</p> <p>(会計年度)</p> | <p>[法第260条の4] (財産目録)</p> |
| <p>第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> | |
| <p>第7章 規約の変更及び解散</p> <p>(規約の変更)</p> | <p>[法第260条の3] (規約の変更)</p> |
| <p>第35条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、豊明市長の認可を受けなければ、変更することができない。</p> | |
| <p>(解散)</p> <p>第36条 本会は、地方自治法第260条の20により解散する。</p> | <p>[法第260条の20] (認可地縁団体の解散)</p> |
| <p>2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意をえなければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> | <p>[法第260条の21] (解散の議決の要件)</p> |
| <p>第37条 解散に伴う残余財産の処分は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得て、豊明市に寄附するものとする。</p> | <p>[法第260条の31] (解散後の財産の帰属)</p> |
| <p>第8章 雑則</p> <p>(備付け帳簿及び書類)</p> | |
| <p>第38条 本会の主たる事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかななければならない。</p> | <p>[法第260条の4] (財産目録・構成員名簿)</p> |
| <p>(1) 規約</p> <p>(2) 会員名簿</p> <p>(3) 役員名簿</p> <p>(4) 許可及び登記等に関する書類</p> <p>(5) 総会及び役員議事録</p> <p>(6) 収支に関する帳簿及び証拠書類</p> <p>(7) 財産目録その他の資産の状況を示す書類</p> | |

(8) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第39条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。

会 議 録 (文 例)

〇 〇 町 内 会 総 会 議 事 録

開催日時 令和〇年〇〇月〇〇日
午前〇〇時〇〇分より
開催場所 〇〇町内会公会堂

議案

- 第1号 〇〇町内会規約の改正（制定）について
- 第2号 町内会役員の選任について
- 第3号 地方自治法第260条の2第1項「地縁による団体」の認可申請することについて

令和〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時〇〇分に、議長〇〇〇〇は議長席に着き、開会を宣言する。

会員数〇〇人の内 出席者〇〇人 委任状提出者〇〇人 欠席者〇〇人で会議の成立を宣言する。

議事録署名者の選任について、議長から指名することを諮るに「異議なし」の声有り、よって議事録署名者には、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の兩名を指名した。

議事の経過

議長 〇〇〇〇

ただいまからご案内申し上げました議案についてご審議をお願いします。

議案第1号 〇〇町内会の改正（制定）についてを議題とします。

議案の内容については、事務局から説明しますから、宜しくご審議賜りますようお願いいたします。

事務局 〇〇〇〇

議案第1号 〇〇町内会規約の改正（制定）について朗読説明する。

議長 〇〇〇〇

ただいま説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

どうもありがとうございます。質疑もないようですのでお諮りします。

議案第1号 〇〇町内会規約の改正（制定）することにつきましては、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。ご異議なしと認め議案第1号 〇〇町内会規約は原案どおり可決されました。

続きますでは、議案第2号 町内会役員の選任についてを議題とします。
議案の内容について、事務局から説明しますから、宜しくお願いします。

事務局 ○○○○

○○町内会の役員構成について説明をする。

議長 ○○○○

ただいま説明が終わりました。選任する方法を如何行ったら宜しいかお諮りします。

只今選考委員会で選考いただき、この総会で承認し、お願いすることとの提案でございますがいかがでしょうか。

(「賛成」 「異議なし」の声あり)

事務局 ○○○○

選考頂きました役員について報告します。

会長に○○○○○○○

副会長に○○○○○、○○○○○

書記に○○○○○

会計に○○○○○

監事に○○○○○、○○○○○

以上の皆さんです。

議長 ○○○○

ただいま事務局からの報告のありましたように本会の役員に選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議なしと認め

会長に○○○○○○○

副会長に○○○○○、○○○○○

書記に○○○○○

会計に○○○○○

監事に○○○○○、○○○○○

以上の皆さんを選任することを決めます。

次に議案第3号 地方自治法第260条の2第1項の「地縁による団体」の認可申請することについてを議題とします。

議案の内容については、事務局から説明しますから、宜しくお願いします。

事務局 ○○○○

議題第3号 地方自治法第260条の2第1項の「地縁による団体」の認可申請することについて説明する。

議長 ○○○○

○○町内会には、町内会所有の財産が先ほど説明があったようにあり、この度、法律も改正され町内会で不動産の登記ができるようになりましたので、認可申請することにご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。質疑もないようですので、お諮りします。

議案第3号 地方自治法第260条の2第1項の「地縁による団体」の認可申請することについてはご異議ございませんか。(「異議なし」の声多数あり)

ありがとうございます。異議なしと認め議案第3号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の総会は閉会させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

令和○○年○○月○○日 午前○時○○分

この会議録が正確であることを証するためここに署名捺印する。

令和○○年○○月○○日

議長 ○○○○○ ○

署名 ○○○○○ ○

署名 ○○○○○ ○

保有資産目録

団体の名称 _____

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

| 名称 | 延床面積 | 所在地 |
|----|------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

イ 土地

| 地目 | 面積 | 所在地 |
|----|----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

| 権原 | 不動産の種類 | 所在地 |
|----|--------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

(2) 地域的な活動を行うためのその他の資産

| 資産の種類及び数量 |
|-----------|
| |
| |
| |

保有資産目録記載要綱

1 (1) ア 建物

○名称…○○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによる。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分による。
(参照：不動産登記法施行令第6条)

○延床面積…不動産登記法施行令第8条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとする。(注) 不動産登記法施行令第8条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線(一棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内側線)で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。」

○所在地…市区町村内の地番(不動産登記法第91条、同法施行令第1条、第2条)及び家屋番号(同法第91条、同法施行令第5条)まで記載する。

1 (1) イ 土地

○地目…不動産登記法施行令第3条に定める区分により定めるものとする。
(注) 不動産登記法施行令第3条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める。」

○面積…不動産登記法第4条に定める「地積」と同一とする。
(注) 不動産登記法施行令第4条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位と定め、一平方メートルの百分の一(宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルをこえるものについては、一平方メートル)未満の端数は、切り捨てる。」

○所在地…市区町村内の地番(不動産登記法第7条、同法施行令第1条、第2条)まで記載する。(立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」(立木に関する法律第15条第2号)、「面積」を「数量」(同法第15条第2号、立木登記規則第8条)と読み替えて記載する。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意する。)

(注) 立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部分に生立する場合に於ては其の部分の位置及び地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

2 (1) ○権原…不動産登記法第1条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)

○不動産の種類…土地、建物及び立木の区分による。

○所在地…原則として1に同じ。

2 (2) ○資産の種類…国債、地方債、社債といった区分により、銘柄(公社債の場合及び数量は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」)、券面金額及び取得金額を記入する。

保有予定資産目録

団体の名称 _____

年 月 日現在

1 不動産

| 不動産の種類 | 保有予定不動産の 取得予定時期 | 購入等の相手方 | 保有予定不動産の所在地 |
|--------|--------------------|---------|-------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2 不動産に関する権利等

| 資産の種類 | 権原 | 権原取得の予定時期 |
|-------|----|-----------|
| | | |
| | | |
| | | |

保有予定資産目録記載要綱

1 不動産 …… 所有権を取得する予定不動産について記入する。

○不動産の種類 …… 土地、建物及び立木の区分による。

○取得予定次期 …… 売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記載する。

なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。

○所在地 …… 原則として市区町村内の地番（建物の表示登記において家屋番号）まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

2 不動産に関する権利等

○資産の種類 …… 不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。
金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入する。

○権 限 …… 不動産の場合には、不動産登記法第7条各号に掲げる権限のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

○保有予定時期 …… 2に同じ。

同 意 書

今般、地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可申請する

_____の代表者となることを同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日

豊明市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規程により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

※添付書類 総会議事録・同意書

年 月 日

豊明市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及びその理由を記載した書類

- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

地縁による団体証明書交付請求書

年 月 日

豊明市長殿

住所 _____
請求者 _____
氏名 _____

| | | |
|-----------|-------------------|--|
| 証明書を必要とする | 団体の名称 | |
| | 団体の主たる事務所 の所在地 | |

必要部数： _____ 部

○豊明市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

平成5年3月22日

条例第1号

改正 平成9年12月24日条例第32号

平成20年9月30日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づき市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。

(1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）

第19条第1項第1号へに規定する職務代行者

(2) 法第260条の9に規定する仮代表者

(3) 法第260条の10に規定する特別代理人

(4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

(登録の申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、認可地縁団体印鑑登録申請書に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、自ら市長に対して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年豊明市条例第20号）に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）を押印しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

(登録印鑑)

第5条 本市に登録することができる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

(1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(2) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長

さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの

(3) 印影を鮮明に表しにくいもの

(4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(登録事項)

第6条 第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票には、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

(1) 登録番号

(2) 登録年月日

(3) 認可地縁団体の名称

(4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地

(5) 認可地縁団体の認可年月日

(6) 登録資格

(7) 代表者等の氏名

(8) 代表者等の生年月日

(9) 代表者等の住所

(10) その他市長が必要と認める事項

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請をする場合には、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に当該認可地縁団体印鑑を押印して、自ら市長に対して申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影を照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 認可地縁団体の名称

(2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地

(3) 登録資格

(4) 代表者等の氏名

(5) 代表者等の生年月日

2 前項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書は、印影の写しが鮮明になるような方法により複写して作成するものとし、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(登録の廃止の申請)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に当該認可地縁団体印鑑を押印して、自ら市長に対して申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に代表者等の個人印鑑を押印して、直ちに自ら市長に対して当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請をしなければならない。

(登録事項の修正)

第10条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出のうち認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項の変更に係るものがあつたときは、次条第1項の規定により登録を抹消すべき事由に該当する場合を除き、職権によりこれを修正するものとする。

(登録の抹消)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合
- (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散した場合
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められる場合
- (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じた場合

2 市長は、前項第3号又は第4号により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、その旨を認可地縁団体印鑑登録抹消通知書により当該認可地縁団体印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。

3 市長は、第9条の申請があつたときは、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(代理人による申請)

第12条 施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。

2 前項の場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「認可地縁団体の代表者等」とあるのは「認可地縁団体の代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(豊明市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定に基づく認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する処分については、豊明市行政手続条例(平成9年豊明市条例第32号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第32号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第24号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

○豊明市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

平成5年3月22日

規則第4号

改正 平成20年12月22日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年豊明市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票の保存)

第2条 条例第11条第1項及び第3項の規定により登録を抹消した認可地縁団体印鑑に係る認可地縁団体印鑑登録原票は、認可地縁団体印鑑登録原票の除票として保存するものとする。

(書類の保存期間)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類の保存期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票 5年

(2) 前号に掲げる以外の書類 2年

(各種様式)

第4条 この規則の施行に関して必要な申請書等の様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 認可地縁団体印鑑登録申請書

(様式第1号)(条例第3条関係)

(2) 認可地縁団体印鑑登録原票

(様式第2号)(条例第4条関係)

(3) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(様式第3号)(条例第7条関係)

(4) 認可地縁団体印鑑登録証明書

(様式第4号)(条例第8条関係)

(5) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

(様式第5号)(条例第9条関係)

(6) 認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

(様式第6号)(条例第11条関係)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第47号)

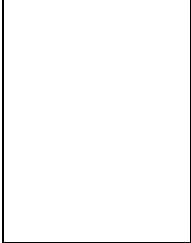
この規則は、公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

豊明市長 殿

年 月 日

| | | | | |
|---|-------------------|----------|----------|-------|
| 登録しようとする 認可地縁団体印鑑  | 認可地縁団体の名称 | | | |
| | 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 | | | |
| | (資格) 氏名 | () 印 | 生年 月日 | 年 月 日 |
| | 住所 | | | |

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所
 代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- 3 氏名の次には当市(区町村)において登録されている個人の印鑑を押印して下さい。
- 4 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

| | | |
|------|---|---|
| 登録番号 | 第 | 号 |
|------|---|---|

認可地縁団体印鑑登録原票

| | | | | |
|--|-------------------|-----|-----------|-------|
| 印 影 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> | 認可地縁団体の名称 | | | |
| | 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 | | | |
| | (資格) 氏 名 | () | 生年 月 日 | 年 月 日 |

| | |
|-----|--|
| 住 所 | |
|-----|--|

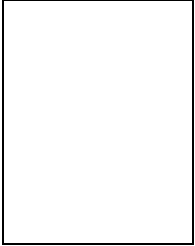
| | | | |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 申請年月日 | 年 月 日 | 除票申請 年 月 日 | 年 月 日 |
| 登録年月日 | 年 月 日 | 除票年月日 | 年 月 日 |
| 認可団体の 認可年月日 | 年 月 日 | 除票理由 | |

様式第 3 号(第 4 条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

豊明市長 殿

年 月 日

| | | | | |
|--|-------------------|-----|----------|-------|
| 登録されている 認可地縁団体印鑑  | 認可地縁団体の名称 | | | |
| | 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 | | | |
| | (資格) 氏名 | () | 生年 月日 | 年 月 日 |

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書__枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所

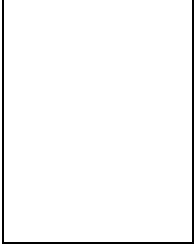
代理人 氏名

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

様式第 4 号(第 4 条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書

| | | | | | |
|--|--|-------------------|-----|-----------|---|
| 印 影  | | 認可地縁団体の名称 | | | |
| | | 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 | | | |
| | | (資格) 氏 名 | () | 生年 月 日 | 年 |

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年 月 日

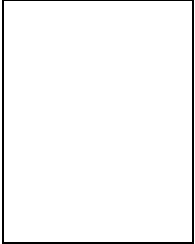
豊明市長 印

様式第 5 号(第 4 条関係)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

豊明市長 殿

年 月 日

| | | | | |
|---|-------------------|-----|----------|-------|
| 廃止しようとする 認可地縁団体印鑑  | 認可地縁団体の名称 | | | |
| | 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 | | | |
| | (資格) 氏名 | () | 生年 月日 | 年 月 日 |

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 住所

 代理人 氏名

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当市において登録されている個人の印鑑を添付して下さい。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

様式第 6 号(第 4 条関係)

認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

年 月 日

様

豊明市長

印

下記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を抹消したので通知します。

記

| | |
|-----------|-------|
| 登 録 番 号 | 第 号 |
| 登 録 年 月 日 | 年 月 日 |
| 抹 消 年 月 日 | 年 月 日 |
| 抹 消 事 由 | |